

東京都居住者の年間パスポート有効期限延長について

(10月11日掲載)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館及び県外・東京都からの来館自粛要請に伴い、有効期限内に当該期間が含まれる「年間パスポート」につきましては、**有効期限を5月及び2月間延長**いたします。有効期限が令和2年4月21日から令和3年4月9日までのものが5月延長対象で、有効期限が令和3年5月11日から令和3年7月20日までのものが2月延長対象です。

上記期間内の年間パスポートをお持ちのお客様は、記載されている有効期限の5か月後または2か月後までご利用いただけますので、受付においてご提示ください。

みなさまのご来館を心よりお待ちしております。

(5月延長の例)

令和2年5月25日まで有効 → 令和2年10月25日まで有効

(2月延長の例)

令和3年6月9日まで有効 → 令和3年8月9日まで有効